経済産業省

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備

本資料は経済産業省ＨＰ特設ページに掲載しております。
経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

中小企業庁Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

令和2年4月13日10:00時点版

目次

令和2年度の補正予算の成立を前提としている事業を含むページには、下線を引いております。

◆ 新着情報 ‥3、4、5

第１章　経営相談

◆ 経営相談窓口の開設 ‥‥6

◆ 専門家によるアドバイス ‥‥7

第２章　資金繰り支援

◆ 資金繰り 支援内容一覧 ‥‥8

【民間の信用保証付き融資】

◆ セーフティネット保証4号・5号 ‥9

◆ 危機関連保証 ・10

◆ 信用保証付き融資における保証料・利子減免 ‥‥11

【政府系融資/一般】

◆ 無利子・無担保融資

-新型コロナウイルス特別貸付 ‥12

-商工中金による危機対応融資 13

-マル経融資の金利引下げ ‥‥14

-特別利子補給制度 ‥‥15

◆ セーフティネット貸付の要件緩和 16

【政府系融資/生活衛生関係】

◆ 融資制度一覧 ‥‥17

◆ 無利子・無担保融資

-生活衛生新型コロナウイルス特別貸付 18

-生活衛生改善貸付の金利引下げ 19

-特別利子補給制度 ‥‥20

◆ 衛生環境激変対策特別貸付 ・21

【借換/リスケ/配慮要請】

◆ 日本公庫等の既往債務の借換 22

◆ 新型コロナ特例リスケジュール ‥‥23

◆ 金融機関等への配慮要請 ‥‥ 24

【その他】

◆ 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等 25、26

◆ DBJ・商工中金による危機対応融資 ‥‥27

第３章　給付金

◆ 持続化給付金 ‥‥28

第４章　設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】 ‥‥29

◆ 生産性革命推進事業の拡充 ‥30

◆ ものづくり・商業・サービス補助 ‥31

◆ 持続化補助 ‥‥32

◆ IT導入補助 ‥‥33

【サプライチェーン改革】

◆ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業 ‥‥34

◆ 海外サプライチェーン多元化等支援事業 ‥‥35

【販路開拓支援】

◆ JAPANブランド育成支援事業 ‥36

第５章　経営環境の整備

【下請取引】

◆ 下請取引配慮要請 ・・・・37

◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ・・・・38

◆ 官公需における配慮要請 ・・・39

◆ 下請Gメンによる実態把握 ・・・40

【経営資源引継ぎ・事業再編】

◆ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業 ・・・・41

【事業継続力の強化】

◆ 感染症対策含む中小企業強靱化対策事業 ・・・・42

【雇用関連】

◆ 雇用調整助成金の特例措置 ・・・43

◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） ・・44

◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ・・45

◆ 個人向け緊急小口資金等の特例・46

◆ 休業や労働時間変更への対応・・・47

◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ・・・48

◆ 外国人の在留資格取扱い ・・・49

【テレワーク】

◆ テレワークに関する情報提供 ・・50

◆ テレワーク導入支援策 ・・51

【海外関連】

◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口 ・・52

◆ 輸出入手続きの緩和等について 53

第６章　税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

◆ 納税の猶予の特例 ・・・54

◆ 税務申告・納付期限の延長 ・・・55

◆ 国税の納付の猶予制度 ・・・56

◆ 地方税の猶予制度 ・・・57

◆ 欠損金の繰戻し還付 ・・・58

◆ 固定資産税等の軽減 ・・・59

【社会保険】

◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 60

◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて ・・・61

【電気・ガス料金】

◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について ・・・・62

リンク集 ・・・・63

新着情報

4月13日 10:00時点

第２章　資金繰り支援

◆　中小企業 金融・給付金相談窓口の直通番号を変更いたします。
　　変更後：0570−783183

【民間の信用保証付き融資】

◆　SN5号で、151業種を追加指定し、受付を開始しました。（9ページ）

【その他】

◆　小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等の情報を掲載しました。
（25、26ページ）

◆　DBJ・商工中金による危機対応融資（大企業・中堅企業向け）を追加しました。
（27ページ）

第４章　設備投資・販路開拓支援

◆　IT導入補助のお問合せ先情報を更新しました。（33ページ）

第５章　経営環境の整備

【雇用関連】

◆　雇用調整助成金の特例措置ページを更新しました。（43ページ）

【テレワーク】

◆　テレワーク相談センターの電話番号が追加されました。（50ページ）
◆　働き方改革推進支援助成金の情報を更新しました。（51ページ）

【海外関連】

◆　貿易管理の申請受付等（外為法）について追記しました。（53ページ）

第６章　税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

◆　災害損失欠損金の繰戻しに関する情報を追加しました。（58ページ）
◆　「固定資産税等の軽減」ページのお問合せ先を追加しました。（59ページ）

4月8日 10:00時点

4月7日（火）に公表された緊急経済対策の支援内容を掲載しました。
なお、これらの事業のうち、令和2年度の補正予算の成立を前提としているものは、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

第１章　経営相談

◆ 専門家による経営アドバイスを受けることができます。（**補正予算**、7ページ）

第２章　資金繰り支援

◆ 都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大５年・保証料減免の融資を拡大します。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能とします。
（**補正予算**、11ページ）

◆ 店舗増加や積極的な成長投資を行っているベンチャー・スタートアップ企業など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大を行っている場合について、売上高の比較要件を明確化しました。（12ページ）

◆ 新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、既往債務の借換についても当初3年間利子補給による実質無利子化の対象とします。（**補正予算**、22ページ）

◆ 中小企業再生支援協議会が、中小企業者に代わり、一括して元金返済猶予を要請し、新規借入を含めた金融機関調整の上で、事業改善まで一貫してサポートします。（**補正予算**、23ページ）

第３章　給付金

◆ 持続化給付金を創設します。（**補正予算**、28ページ）

第４章　設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

◆ 「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を新たに設けます。（**補正予算**、30ページ）

【サプライチェーン改革】

◆ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業を実施します。
（**補正予算**、34ページ）

◆ 日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等に向けて、海外サプライチェーン多元化等支援事業を実施します。（**補正予算**、35ページ）

【販路開拓支援】

◆ JAPANブランド育成支援事業で、地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。（**補正予算**、36ページ）

第５章　経営環境の整備

【経営資源引継ぎ・事業再編】

◆ 後継者不在の事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。（**補正予算**、41ページ）

【事業継続力の強化】

◆ 感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業を実施します。（**補正予算**、42ページ）

【テレワーク】

◆ 「中小企業経営強化税制」に、新たな類型を追加します。（51ページ）

第６章　税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

◆ 2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。（54ページ）

◆ 4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとします。（55ページ）

◆ 欠損金の繰戻し還付の対象を拡大します。（58ページ）

◆ 固定資産税等の減免を実施します。（59ページ）

【電気・ガス料金】

◆ 個人又は企業にかかわらず、新型コロナ感染症拡大の影響を受け電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に、柔軟な対応を行うことを要請いたしました。これを踏まえ、ページを更新しております。（62ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。
まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ＩＴツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談
経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談
土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。
※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html

令和2年度補正予算の成立が前提となります

③テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご活用ください。

資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業 金融・給付金相談窓口** 0570-783183
  ※平日・休日9時00分～17時00分
- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）
  ※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び５号の対象業種は？

- ◆ SN４号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN５号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会
経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

令和2年度補正予算の成立が前提

信用保証付き融資における保証料・利子減免

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大５年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【対象要件】
SN４号・５号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）
・・・売上高等前年同月比▲５％以上減少で
保証料ゼロ＋金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）
・・・売上高等前年同月比▲５％以上減少で
保証料１／２

・・・売上高等前年同月比▲15%以上減少で
保証料ゼロ＋金利ゼロ

【融資上限】3000万円 **【担保】**無担保

【据置期間】５年以内

【保証料補助割合】 1/2 または 10/10

【金利補給期間】
当初３年間、４年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】
信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
※平日・休日9時00分～17時00分

無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資**等に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金　**【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内　**【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年４月１日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**　日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫　融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ **土日・祝日のご相談**　日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：098-941-1795

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。

４月中旬より制度適用開始（3月19日に受付開始）。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方
①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
　a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
　b 令和元年12月の売上高
　c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金　**【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資のご利用が可能です（制度適用開始後に借換）。

【お問合せ先】
商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711
※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近１か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

➡ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

令和2年度補正予算の成立が前提

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等**若しくは商工中金等による**「危機対応融資」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。
公庫等の既往債務の借換も実質無利化の対象に。

※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】
日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
※小規模要件
・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】
・期間：借入後当初3年間
・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には 本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
※平日・休日9時00分～17時00分

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）
：0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策衛経
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】
売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付
振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

＋

特別利子補給制度
特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業 金融・給付金相談窓口** 0570-783183
  ※平日・休日9時00分～17時00分
- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）
  ※平日10時00分～17時00分　※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

無利子・無担保融資

※**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**等に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）
設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】6,000万円 **【担保】**無担保

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、
4年目以降基準金利

【利下げ限度額】3,000万円

※金利は令和2年４月１日時点、貸付期間５年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

➡ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：098-941-1795

生活衛生改善貸付の金利引下げ（新型コロナウイルス対策衛経）

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近１か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3,000万円となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

令和2年度補正予算の成立が前提

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の**「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」**および**「新型コロナウイルス対策衛経」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、**公庫の既往債務の借換も実質無利化の対象**に。

※新型コロナ対策衛経及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】
「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナ対策衛経」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
※小規模要件
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】
・期間：借入後当初3年間
・補給対象上限：3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活 衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。
※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口　0570-783183
※平日・休日9時00分～17時00分

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。

②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年4月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

令和2年度補正予算の成立が前提

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の**新型コロナウイルス感染症特別貸付**や商工組合中央金庫の**危機対応融資**について、各機関毎に、既存の特別貸付や危機対応融資に係る**債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象**にします。

【対象制度】

（１）日本政策金融公庫等
・新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策マル経融資
・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策衛経　等

（２）商工組合中央金庫等
・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

（１）日本政策金融公庫等
　　中小事業　**1億円**、国民事業　**3千万円**
（２）商工中金　**1億円**

【借換え限度額】

（１）日本政策金融公庫等
　　中小事業　**3億円**、国民事業　**6千万円**、
（２）商工中金　**3億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口　0570-783183
※平日・休日9時00分～17時00分

新型コロナ特例リスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請
資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して１年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整
中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート
特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。
（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます※１。
※１ 令和2年度補正予算の成立を前提に実施します。

※中小企業再生支援協議会とは
中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183
最寄りの中小企業再生支援協議会
以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計４回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）
政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【当面の貸付業務について（2月7日）】
①適時適切な貸出
②返済猶予等の既往債務の条件変更
③企業の実績に応じた十分な対応
④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】
①迅速かつ積極的に対応
②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】
①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】
大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計4回要請を行っております。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183
金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の貸付資格を有する契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の７～９割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

６か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月7日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長
掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
②掛金月額の減額
掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】

5年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定
※利子補給はございません

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）0120-598-600
※平日・休日9時00分～17時00分

商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711
※平日・休日9時00分～17時00分

令和2年度補正予算の成立が前提となります

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】
前年の総売上(事業収入)

－　(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、
法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口　0570-783183
※平日・休日9時00分～17時00分

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率や補助上限を引き上げた「特別枠（令和二年度補正予算700億円）」を設け、優先的に支援します。

影響を受けた事業者への特例措置

①特別枠での優遇

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者について、支援内容を拡充し、優先的に採択。
※詳細は次ページ「申請要件」を参照

②申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予。

③遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866

令和2年度補正予算の成立が前提となります

生産性革命推進事業の拡充

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を新たに設けます。（令和２年度補正予算案700億円）

※現在公募を行っている各補助事業と同じスケジュールで公募を実施
※本特別枠は、年度内に予定している締切に適用
※特別枠を反映した公募要領は準備が整い次第、順次公開予定

各補助事業の拡充内容

①ものづくり補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

②持続化補助金：補助上限を50万円から100万円へ引上げ

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

③IT導入補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(ＰＣ、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【申請要件】
補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること

Ａ：サプライチェーンの毀損への対応
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

Ｂ：非対面型ビジネスモデルへの転換
非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：店舗販売からＥＣ販売へのシフト、ＶＲ・オンラインによるサービス提供）

Ｃ：テレワーク環境の整備
従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：ＷＥＢ会議システム、ＰＣ等を含むシンクライアントシステムの導入）

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象　　：中小企業・小規模事業者　等
補助上限：原則1,000万円
補助率　：中小1/2、小規模2/3
（特別枠は、一律2/3）※詳細は30ページ参照

想定される活用例

・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール（2次締切）

申請開始：４月20日（月）17時
申請締切：５月20日（水）17時

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】
ものづくり補助金事務局
http://portal.monodukuri-hojo.jp/
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：050-8880-4053
受付時間：10:00～～17:00（土日祝日除く）

②持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象　：小規模事業者　等
補助上限：50万円（特別枠は、100万円）※詳細は30ページ参照
補助率：2/3

想定される活用例

・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

※特別枠とは別に、感染症の影響によって売上が減少した事業者等を加点

公募スケジュール

公募中
2次締切：6月5日（金）当日消印有効

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会　http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：03-6670-2540
受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所　https://r1.jizokukahojokin.info/
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：03-6447-2389
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

③ＩＴ導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、6月から補助事業者の公募開始予定。

基本情報

対象　：中小企業・小規模事業者　等
補助額：30～450万円
補助率：1/2（特別枠は、2/3）※詳細は30ページ参照

想定される活用例

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する

※特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

公募スケジュール（2次締切）

申請開始：6月頃予定
申請締切：6月末頃予定

※ 2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、令和2年9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人　サービスデザイン推進協議会
https://www.it-hojo.jp/2020emergency/
または右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：0570-666-424
※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在一時的にコールセンター業務を休止しております。「令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにより受け付けております。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。

令和2年度補正予算の成立が前提となります

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

基本情報

対象　：大企業・中小企業等
補助率：中小企業等2/3、大企業1/2　等
補助対象経費：建物・設備の導入費（F/S含む）

事業イメージ

(1)特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備
(例)特定国にあった生産拠点を日本国内に移転

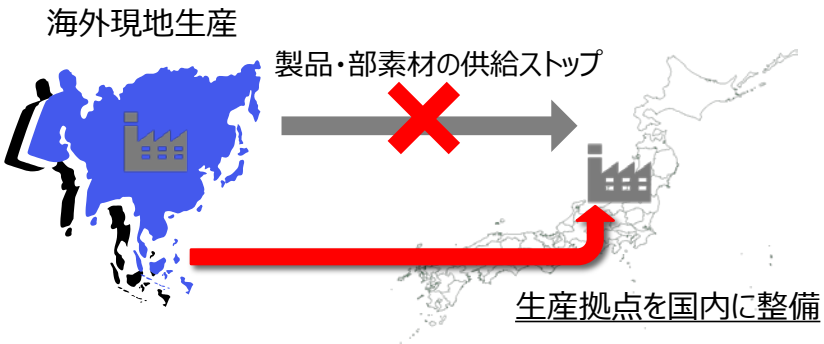

(2)国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の生産拠点等整備
(例)輸入に依存していた製品等の内製化のための生産拠点の増強

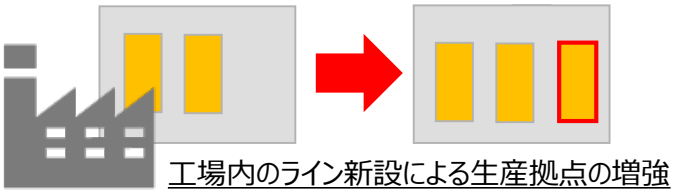

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
制度について　地域経済産業政策課　電話番号：03-3501-1697
事業実施について　地域産業基盤整備課　電話番号：03-3501-1677
受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

令和2年度補正予算の成立が前提となります

海外サプライチェーン多元化等支援事業

日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

基本情報

補助対象：日本企業によるASEAN諸国への設備投資・
実証事業・事業実施可能性調査

補助率　：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2

※日本への輸出比率に応じた補助率を更に調整予定
(例：中小企業がマスク製造ラインを増設し、80%を日本に輸出する場合。
総事業費　3億円×2/3 ×80%＝補助額1.6億円)

イメージ図

製品供給元及び部素材製造拠点の多元化

日本の市場・工場

災害等により供給途絶
← **主要供給国の工場**
製品及び部素材の供給
← **複線化国の工場**

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
経済産業省　貿易経済協力局
貿易振興課　03-3501-6759（直通）
受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

令和2年度補正予算の成立が前提となります

JAPANブランド育成支援等事業

本事業では地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。

支援には、①事業者支援型、②支援事業型の２タイプがあります。

①事業者支援型

中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。

【１事業者あたりの補助上限額】 500万円
【補助率】 2/3 以内
【想定される活用例】
地域産品を活用した新商品を開発し、諸外国のECサイトに掲載することで、新たな販路を開拓する事業者を支援。

②支援事業型

民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助。

【補助上限額】 2,000万円
【補助率】 2/3 以内
【想定される活用例】
新商品開発や販路開拓を目指す中小企業に対して、クラウドファンディング等の活用をサポートするなど、事業の成果を高める支援事業者を補助。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
中小企業庁　創業・新事業促進課　03-3501-1767

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

①サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。

②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。

③下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】

①納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。

②原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。

③下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

④発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】
下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

（適正な対応の例）

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】
下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を発出。

どんな配慮を要請しているの？

①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払
中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

②適切な予定価格の見直し
新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③各府省等の官公需相談窓口における相談対応
各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口
以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html

下請Ｇメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。
こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

■放送コンテンツ産業
「３月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■産業機械製造業
「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■建設機械製造業
「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道	011-700-2251	中部	052-589-0170	四国	087-883-6423
東北	022-217-0417	近畿	06-6966-6037	九州	092-482-5450
関東	048-600-0324	中国	082-224-5745	沖縄	098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

令和2年度補正予算の成立が前提となります

経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。

1．経営資源引継ぎ補助金

第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助します。

枠組	補助対象	補助率	補助上限額
 ※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です。	<買い手> 専門家への報酬 （仲介手数料等）	2/3	200万円
	<売り手> 専門家への報酬 ＋既存事業の廃業費用		650万円

※現行の事業承継補助金についても、4月10日～公募を開始します。（5月29日まで）

2．「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施します。

3．中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援します。

また、事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】
中小企業庁　事業環境部　財務課　03-3501-5803

令和2年度補正予算の成立が前提となります

感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業

感染症対策を含んだBCP策定ガイドライン等を公表します。また、中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。
（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

①新型コロナウイルス感染症対策に特化した「BCP策定ガイドライン」、感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化策定の手引き」を公表。

国において策定する新型コロナウイルス感染症対策を含む計画策定に係るガイドライン及び「事業継続力強化計画」の策定の手引きについて、冊子や説明等のコンテンツを作成し、公表します。

②新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援。

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ専門家を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省・中小機構HP等で公表させていただきます。

【参考ページ】
「事業継続力強化計画」について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】 ※下線が令和２年４月１日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充
※令和２年４月１日から令和２年６月30日までの休業等に適用
① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、**大企業2/3**）
② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**9/10**、大企業**3/4**）
③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**
（**中小企業2,400円、大企業1,800円**）
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象
⑤ **１年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和
※休業等の初日が令和２年１月24日以降のものに遡って適用
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和２年６月30日までの間は、**５%**減少）
⑧ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**

○活用しやすさ
※休業等の初日が令和２年１月24日から令和２年７月23日までの場合に適用
⑫ 事後提出を可能とし提出期間を**令和２年６月30日まで**延長
⑬ **短時間一斉休業の要件を緩和**
⑭ **残業相殺制度を当面停止**
⑮ **申請書類の大幅な簡素化**

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援
（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】
①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】
休暇中に支払った賃金相当額　×　10/10
※支給額は8,330円を日額上限とする。　※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】
令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇
※対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定です。
※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

【お問合せ先】
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、新型コロナ　休暇支援 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※対象となる期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に就業できなかった日についても支援を行う予定です。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、臨時休業　個人委託 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。3月25日より申請受付開始。

■ 緊急小口資金

➡ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が あり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 **【償還期限】**2年以内 **【貸付利子】**無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

➡ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 **【償還期限】**10年以内 **【貸付利子】**無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

休業や労働時間変更への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのＱ＆Ａを厚生労働省でまとめております。

どんな情報が確認できるの？

感染防止に向けた柔軟な働き方
・テレワークの導入
・時差出勤の導入　　など

労働者を休ませる場合に講ずべき措置（休業手当、特別休暇など）
・感染した方の休業や発熱などがある方の自主休業の手当
・年次休暇と病気休暇の取り扱い
・パートタイム／外国人等への適用　　など

労働時間の減少や増加への対応（変形労働時間制、３６協定の特別条項など）
・変形労働時間制の導入や変更、解約
・36協定の特別条項
・労働基準法第33条の適用　　など

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省ＨＰから「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け）」をご覧ください。

【お問合せ先】
厚生労働省：03-5253-1111（代表）
詳細は、新型コロナ　Q&A　で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示し、事務次官から依命通達を発出。

1．中小企業等への配慮

労働施策基本方針における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2．労働基準法第33条の解釈の明確化

新型コロナウイルス対策のためのマスクの増産等について、労働基準法第33条第１項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得ることを明確化。

3．1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

１年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、特例的に、期間の途中であっても、労使協定を締結し直すこと等も可能であることを示した。

4．36協定の特別条項の考え方の明確化

36協定届に繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものであると明記されていなくとも、特別条項の理由として認められ得ることを明確化。

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口一覧または、右のQRコードよりご確認ください。

外国人の在留資格取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、外国人の在留資格の取扱いを変更します。

どんな変更をしているの？

①「在留資格認定証明書」※の有効期間延長

日本に入国することができない場合、「在留資格認定証明書」の有効期間について、通常は「3か月間」有効であるところ、当面の間、「6か月間」有効なものとしています。この変更により、在留資格認定証明書に記載の日から6か月が過ぎるまで、ビザや上陸の申請に使うことができるようになります。

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付されるものです。証明書の提示により、ビザの審査は迅速に行われます。
※3か月以上過ぎてから在留資格認定証明書を使う場合は、企業などが、「予定通りの活動ができること」を記載した書類を出す必要があります。

（参考）法務省HP
在留資格認定証明書の有効期間について
http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf

②技能実習生の在留資格変更手続き

- 本国への帰国が困難な場合、「短期滞在(30日・就労不可)」又は「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- 試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階(2号又は3号)へ移行できない場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- 技能実習2号を修了後、特定技能1号への移行に時間がかかる場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

（参考）法務省HP
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について
http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf

【お問合せ先】
最寄りの地方出入国在留管理官署
以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。
http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html

テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1．テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

①テレワーク情報サイト（総務省）

テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

②テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

2．テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）
電 話：0120-91-6479（フリーダイヤル）
03-5577-4724／03-5577-4734
（5月31日まで。通信料は発信者負担になります。）
メール：sodan@japan-telework.or.jp

テレワーク導入支援策

1．テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】2021年3月31日（水）まで
【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担
※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Ｗｅｂ・電話相談を実施します(テレワークマネージャー の派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省ＨＰでお知らせします。)。

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。

2．働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワークコース

3．IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等の導入を支援します。（33ページ参照）

4．税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制　※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。

現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

①操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

②ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

（１）新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
（２）中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、ジェトロ で検索、または
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/

輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項とそれに対する相談窓口等をまとめました。

１．輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→ 有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】

２．輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合
→ 令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

３．申請受付等について【外為法】

〇申請・受領については、郵送・電子申請のみ可能とします。
〇問い合わせ・相談等について、窓口での相談受付は原則行いません。
　電話又はメールでご連絡ください。

【お問合せ先】
本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等
※連絡先は経済産業省ＨＰ特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認いただけます。

納税の猶予の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

現行制度	特例
● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上
● 原則として、担保の提供が必要。	● 担保は不要。
● 延滞税は軽減（年1.6%）	● 延滞税は免除。

※標準的な税の納付期限
・法人税　事業年度終了から２ヶ月以内（３月末決算であれば５月末）
・消費税　事業年度終了から２ヶ月以内（同上）
※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
・申告所得税　3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
・固定資産税　基本的に、４～６月で自治体が定める日（第１期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

※関係法案が国会で成立することが前提

税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日（木）まで期限を延長
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

- ◆ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**１年間猶予が認められます**。
  （状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1．徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2．申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】
徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

資本金１億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金１億円以下）	**資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大**

※特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提
（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用）

○制度のイメージ

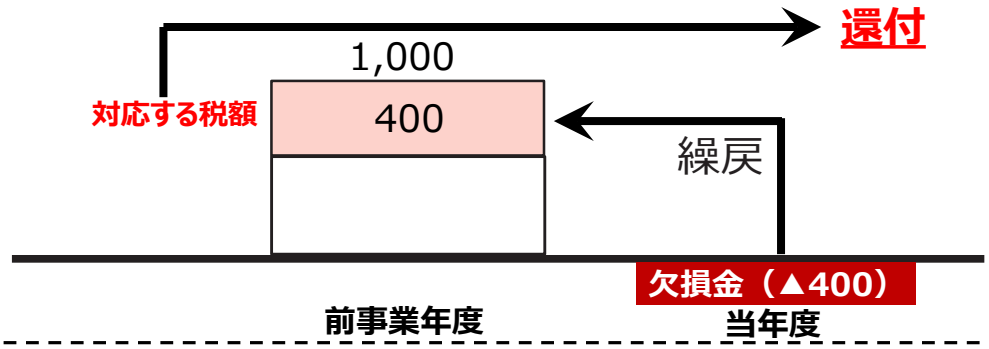

また、新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前１年（青色申告書を提出する法人である場合には、前２年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ

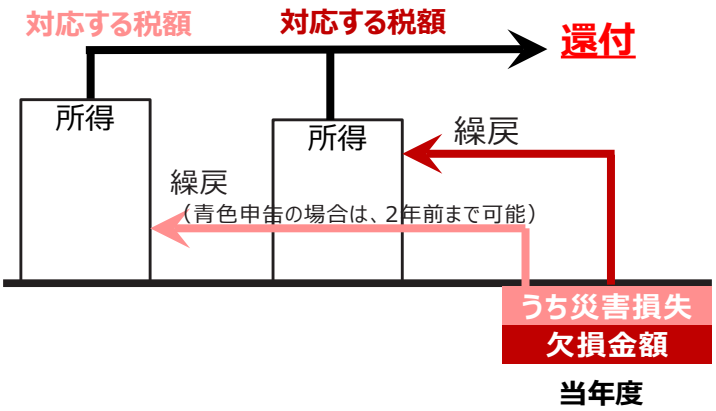

例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。
- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

※関係法案が国会で成立することが前提

固定資産税等の軽減

1．固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、１年間、納税猶予可能です。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税
・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の３ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
３０%以上５０%未満	**２分の１**
５０%以上減少	**全額**

2．固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

対象地域	**全国1,646自治体**（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの **事業用家屋と構築物を対象追加** • 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの • 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後３年間、ゼロ～1／2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】
１．固定資産税・都市計画税の減免に関するお問い合わせ：
03-3501-5803（中小企業庁 事業環境部 財務課）
２．固定資産税の特例の拡充・延長に関するお問い合わせ：
03-3501-1816（中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課）

厚生年金保険料等の猶予制度

１．換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

２．納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
③事業を廃止し、または休止したこと
④事業について著しい損失を受けたこと

「１．換価の猶予」または「２．納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

【お問合せ先】
最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1．届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2．保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】
●国民健康保険料（税）について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
●後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
●介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方**に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる**供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請**いたしました（4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

※「生活不安に対応するための緊急措置」（令和２年３月１８日）を踏まえ、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方又は受けようとする方については、託送料金等の支払期日を1ヶ月繰り延べる等の措置を講じています（３月１９日）。

リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A． 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。

J-Net 21 経営課題を解決する羅針盤

https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html

Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

A． 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A． 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。

JFC 日本政策金融公庫

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

人を思う。未来を思う。 商工中金

https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html

JFG 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html

Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。

A． 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。

ミラサポplus

https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs